

寒川町自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第11条）

第2章 情報の共有（第12条～第16条）

第3章 まちづくりへの参加（第17条～第19条）

第4章 町政への参画（第20条～第21条）

第5章 住民活動の育成支援（第22条～第23条）

第6章 住民投票（第24条）

第7章 国際交流及び自治体相互の連携（第25条～第26条）

第8章 組織運営（第27条～第29条）

第9章 推進会議（第30条）

第10章 条例の改正（第31条）

附則

前文

私たちのまち寒川は、相模川のほとり水と緑に恵まれた自然と寒川神社を始めとする歴史と伝統に育まれた文化の薫るまちです。また、相模湾に近く、湘南地域の一角を占めています。こうした自然環境や地理的条件のもとで、産業基盤の充実したまち、生活環境の整備されたまちとして発展してきました。

今、地域のことは地域で決めるという新たな地方分権の時代の到来によって、より個性的で魅力あるまちづくりが求められています。

そして、そのためには、私たち町民と町が、自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら、連携し協働してまちづくりを進めていく必要があります。

ここに、私たちは、自治の基本理念とまちづくりの指針を掲げ、町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる、活力と豊かさのある寒川町を実現するため、町民及び町の役割を明らかにし、寒川町の自治の基本を定める最高規範として寒川町自治基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定するに至った経緯や条例の必要性を述べ、個性的で魅力あるまちづくりには、町民と町が、自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら、連携し協働してまちづくりを進めていく必要があること、そしてそのためのルールとして、この寒川町自治基本条例を当町の最上位に位置付けられる条例として定めることを宣言しています。

なお、前文のある条例として、この他に「寒川町環境基本条例」があります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任及び町の役割と責任を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

【解説】

第1条は、本条例制定の目的について規定しています。地方自治の本旨を実現させるためには、行政が定める計画や条例の策定などに、町民が積極的なかわりを持つことや、自分たちができることは自分たちが企画し実行していくという町民主体の自治の推進が図られることが必要で、町民は、町政に対して積極的にかかわることをうたっています。

(最高法規性)

第2条 この条例は、寒川町の自治の基本理念を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を基本として定めます。

2 町は、この条例に定める内容に則して、他の条例、規則等の体系化を図ります。

【解説】

この条例が、地方自治、自立した自治体運営の基本をなす条例で寒川町の憲法ともいえるべき条例であること、そして、他の条例を制定する場合には、この寒川町自治基本条例の趣旨に沿った条例であることを規定しています。また、町の全ての条例や規則を、この条例の下に体系付けることを定めています。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 町民 次のいずれかに該当するもの

ア 町内に住み、働き、又は学ぶ者

イ 町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体

(2) 参画 町が実施する施策又は事業の計画策定、実施、評価等の各段階で町民が意見を述べ、その反映を図ること。

(3) 参加 町民が、町民又は町が実施するまちづくりに関する活動に加わること。

(4) 協働 町民と町がお互いに補完しあい、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること。

(5) まちづくり 町民が心豊かに暮らすための、町民と町の様々な活動

(6) 町 普通地方公共団体としての寒川町

【解説】

この条例で使用する重要な用語について定義しています。

「町民」について、通常町民というと、寒川町内に住民票を有する人を指しますが、この条例では、寒川町にかかわりを持つ人や団体という広いとらえ方をしています。当町に住んでいる人はもちろんのこと仕事や就学のために当町に来ている人も含みますし、企業や、最近様々な分野で活動が目立つ民間非営利団体、その他様々な団体の多面的な参加によってまちづくりをしていこうということを表しています。この中には外国籍の人も含まれます。

「参画」は、文字通り参加して画するということで、「参加」よりも一步踏み込んで、計画づくりや条例づくり、町のイベントなどの企画、立案、実施の段階で、町民が直接かかわりを持ち、責任を持った行動をしていこうということです。

「協働」とは、町民と町が協力しあいながら共に働くということで、第4条で町民と町が目指す自治の基本理念そのものです。町民にも、今まで以上に積極的に町とかかわりを持つことを求めています。

「まちづくり」とは、住みよいまちや豊かな地域社会をつくるための、町民と町の様々な活動をいいます。

「町」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する普通地方公共団体としての寒川町をいいます。

（自治の基本理念）

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念（以下「基本理念」といいます。）は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めるものとします。

【解説】

寒川町が「寒川らしいまち」として形づくられるためには、町民がそれぞれの立場で目的を持ってまちづくりに参加していくことが必要で、町民と町が、それぞれの責任を果たしながら、相互に補完しあい協力しあう中でまちづくりが進められていく、ということを基本理念としています。

(まちづくりの指針)

第5条 前条の基本理念に基づき、次のとおりまちづくりの指針を定めます。

- (1) 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり
- (2) 子育て環境の整ったまちづくり
- (3) 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり
- (4) 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり
- (5) 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり
- (6) 保健と福祉の充実したまちづくり
- (7) 産業が発展し活力のあるまちづくり
- (8) 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

【解説】

第4条の基本理念に基づきまちづくりの指針を定めたもので、「まちづくり」について「道路などの都市基盤整備や景観整備などの、いわゆるハード面だけでなく、子育てや教育・福祉などのいわゆるソフト面を含む、日常を取り巻く全ての環境について、寒川に住んでよかったといえる町の実現を目指した町民と町の様々な活動」と考え、第1号から第8号まで、まちづくりの目指す姿を表しています。これらの指針（目標）に向かってまちづくりを進めようと宣言したものです。

(町の責務)

第6条 町は、まちづくりの指針（前条で定める指針をいいます。以下同じとします。）を実現するため、必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

【解説】

第5条に掲げられたまちづくりの指針を実現させるための行政側の責務を述べており、「適正な町政運営」を認識し実施することを求めています。

(町長の責務)

第7条 町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政運営に当たり、町民の信託に応え、まちづくりの指針に則って必要な施策の形成及び実施に努めるとともに、町民の町政への参画を促進するよう努めなければなりません。

2 町長は、町政運営に必要な知識と能力を持った職員の育成を図るとともに、効率的な組織運営に努めなければなりません。

【解説】

自治体の代表として権限が与えられている町長は、第5条に掲げられたまちづくりの指針に沿って施策の形成・実施に努め、町民の町政への参画を促進することが求められ、そのために、知識と能力を持った職員の育成を図り効率的

な組織運営に努めることを定めています。

(町議会の責務)

第8条 町議会は、町民の代表として選ばれた議会議員によって組織された本町の議事機関であることを認識し、まちづくりの指針に則り必要な施策の形成に努めるとともに、この指針に則した町政運営の監視に努めなければなりません。

2 町議会は、情報の公開に努め、開かれた議会運営に努めなければなりません。

【解説】

町議会は、町長とともに町民の直接選挙で選ばれる町民の代表からなる機関です。地域のことは地域で決め実行するという自治の基本理念の実現、より良い町政運営が継続していくためには、議会がその理念を理解し、町政の監視役としての機能を果たすことが大切です。

また、町議会そのものも積極的な情報公開に努め、より開かれた議会であることが望まれます。

(町議会議員の責務)

第9条 町議会議員は、町民の代表としてまちづくりの指針に則り誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、町民のまちづくりに関する活動に自ら参加し、これを支援するよう努めなければなりません。

【解説】

町議会がその責務を十分に果たすためには、町民の代表として重要な役割を担う町議会議員一人ひとりが、この条例の趣旨を理解し誠実な議会運営に努めるとともに、まちづくりに関する活動に自ら参加し支援することで、その能力を発揮することが求められます。

(町職員の責務)

第10条 町職員は、まちづくりの指針に則り誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、職務遂行上必要な知識と能力を身につけるよう努めなければなりません。

2 町職員は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。

【解説】

町職員は、まちづくりの基本理念に則り積極的に職務を遂行する義務があります。また、町職員には、この条例の趣旨である住民自治に根ざした町民の意見を正確に読み取り、寒川町としてのまちづくりを描けるよう、不断の自己研鑽や、町民として地域に積極的にかかわることも求められます。

(町民の責務)

第11条 町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに関する活動に参加するとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません。

【解説】

まちづくりの主体は、町民であることを述べています。基本理念の「協働するまちづくり」のためには、まちづくりに関する活動への町民の積極的な参加とともに、責任ある言動が求められます。

ここで「参画」ではなく「参加」としているのは、まず気軽に「参加」することが大事であり、それが「参画」の第一歩であると考えたものです。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第12条 まちづくりは、町民と町及び町民相互がまちづくりに関する情報を共有することを基本とします。

2 町は、町が保有する情報は町民と町が共有する財産であることを認識し、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、適正に管理します。

【解説】

情報の共有は、まちづくりを進める上での前提条件として大切なものです。町民と町が情報を共有し、同じ目的のために一緒に考え行動することで、「協働するまちづくり」が可能となるものです。また、一歩進んで、町民がお互いに情報を提供しあい共有することも必要です。

情報公開を適切に、また住民に分かりやすい方法で実施するには、積極的な収集とともに、管理を適正に行うことを規定しています。

(情報を知る権利)

第13条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有します。

【解説】

第12条の規定を受けた条文で、情報共有を具体的に進めるために、町民の知る権利、情報を取得する権利を明確に規定したものです。

(情報の公開及び提供)

第14条 町は、第12条の原則に則り、別に条例で定めるところにより町民に対し町の保有する情報を適正に公開するとともに、まちづくりに関する情報を積極的に提供するよう努めます。

2 町は、前項の規定により情報を公開し、又は提供する場合は、子どもたちを含む全ての町民にとって分かりやすいものになるよう努めます。

3 町は、まちづくりに関する情報を、まちづくりの全体像及び将来を見渡せるような方法で整理し、町民に提供します。

【解説】

第12条の規定を受けての条文です。多くの情報を町が保有していることから町には、これまで以上に積極的にまた極力分かりやすい方法や表現で公開する努力をしていくことが求められます。

別に定める条例とは、寒川町情報公開条例（平成11年12月21日寒川町条例第24号）を指します。

また、情報については断片的な収集や管理ではなく、まちづくりの全体や将来を見渡せるような方法で体系付けられ、使いやすいものであることが求められます。

(会議公開の原則)

第15条 町は、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、別に定めるところにより原則としてこれを公開するものとします。

【解説】

第12条の情報共有の原則を実現するには、保有している情報の公開だけではなく、現在審議、協議されている内容についても知ることができるということが必要です。そのために、町で行われている審議会や協議会等の各種の会議について、原則として公開とすることを規定しています。

(個人情報の保護)

第16条 町は、別に条例で定めるところにより個人情報の保護に努めなければなりません。

【解説】

情報の取扱いに当たっては、寒川町個人情報保護条例（平成11年12月21日寒川町条例第25号）を指針に、個人情報の保護に配慮することを規定しています。

第3章 まちづくりへの参加

(参加の原則)

第17条 町民は、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、まちづくりの指針に則り、まちづくりに関する活動に積極的に参加し、その拡充に努めます。

【解説】

前文や第11条に定められるとおりまちづくりの主体は町民であり、この条例の基本理念である「協働するまちづくり」も、町民の参加があって初めて実現するものです。このことを、「参加の原則」として明文化することで、改めて認識することを意図するものです。

そして、町民がまちづくりに関する活動に積極的に参加することで、寒川町をより住民自治の充実したまちにしていこうとするものです。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 町民と町は、子どもがそれぞれの年齢にふさわしい形で、まちづくりに積極的に参加できるよう努めます。

【解説】

まちづくりは大人だけのものではなく、大人だけで進められるものでもありません。子どもには子どもなりの参加の方法があるはずで、世代を超えたコミュニケーションのもとでまちづくりが進められることによって、将来的にまちづくりに参加、参画する町民が育てられます。

そのために、町民も町も、子どもが積極的に参加できるような環境づくりを常に意識する必要があるのです。

第3条に規定する町民の定義の中に子どもも含まれますが、あえて条文として子どもについて規定することで、子どもにとっても大人にとっても、将来の寒川町を担う「子ども」を意識付けることができるようにするものです。

(事業者のまちづくりへの参加)

第19条 町内で活動する企業その他の事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会との調和を図りつつまちづくりに参加するよう努めます。

【解説】

第3条の町民の定義にもあるように、当条例では町内で活動する企業や事業者なども町民としています。こうした事業者なども町民として積極的にまちづくりにかかわることで、よりにぎわいのあるまちづくり、住みよい生活環境や良好な操業環境の形成につながります。

第4章 町政への参画

(重要な計画の策定等への参画)

第20条 町は、総合計画その他の重要な計画、重要な条例等の策定及び改定（以下「重要な計画の策定等」といいます。）並びに実施に当たっては、町民の参画の権利を保障し、その意見を反映するよう努めます。

2 町は、重要な計画の策定等に当たっては、別に定めるところにより、パブリックコメント（町が意思決定に当たって町民の意見を求めること。）の手続きを実施するとともに、住民説明会の開催等により町民の意見を聴取し、これを反映させるよう努めます。

3 町は、前項で定める意見聴取に当たっては、町民に対し、その趣旨、内容、経過等を分かりやすく説明します。

4 町民は、町に対し、まちづくりに関する施策、事業等の提案をすることができます。

5 町は、第2項の町民の意見又は前項の規定による提案があった場合は、これに対する検討の結果を通知し、又は公表します。

【解説】

町は、まちづくりに関する重要な条例や計画等の策定、実施に当たっては、常に広く町民の意見聴取に努めるよう規定しています。

また、特に重要と思われるものについては「パブリックコメント」の手続きを踏むことを求めています。「パブリックコメント」とは、大衆の意見とか住民の意見を聴くことと訳され、条例や計画等を策定するときに、その内容を広く公表し、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見とその意見に対する行政の考え方を公表するものです。

重要な条例や計画等の策定などに当たっては、一定の決められた方法によって町民の意見を聴き、有用な意見については積極的に反映させることが必要であること、また、町民は必要なときはいつでも、まちづくりに関する施策や事業などの提案をすることができるということを規定しています。

(審議会等の委員の公募)

第21条 町の執行機関は、審議会等の附属機関、協議会等の委員には、法令等の規定により公募に適さない場合その他の正当な理由がある場合を除き、町民の公募による委員を加えるよう努めなければなりません。

2 前項の公募の委員の選定に当たっては、男女比、年齢構成等に配慮し、広く町民の意見が反映されるよう努めなければなりません。

【解説】

町で開催する各種審議会や協議会などに、行政の経験者や団体などからの選出委員や専門家ばかりでなく、広く一般の町民の参加を促そうというものです。

特定の場合を除き、男女比や年齢構成に配慮した上で公募委員を加えること

が原則となることで、女性参画や若い人たちの参画を促すことができ、まちづくりをより身近なものとするものです。

第5章 住民活動の育成支援

(コミュニティ組織の充実)

第22条 町民と町は、自治会等のコミュニティ組織の役割を尊重し、守り、育てるよう努めます。

2 町民は、コミュニティ組織に自ら参加するよう努めます。

3 町は、地域社会に根ざしたまちづくりを推進するため、コミュニティ組織に対して、情報の提供等の必要な支援を行うものとします。

4 コミュニティ組織は、町民の融和に努めるとともに相互に連携してまちづくりに努めます。

【解説】

まちづくりは、個々の町民と町との関係のみでできるものではなく、コミュニティ組織と町との協働が必要です。成熟したコミュニティ組織づくりが、まちづくりの基礎となります。

町民が、自治会などのコミュニティ組織に積極的に参加し、自らこれを育てるよう努めることで、成熟したコミュニティ組織をつくられます。

また、町はコミュニティ組織に対して、情報提供等の必要な支援を行うものとします。

コミュニティ組織が相互に連携してまちづくりに努めようとするものです。

(まちづくり活動団体への支援)

第23条 町は、町民による自発的、自立的なまちづくりを促進するため、民間非営利団体、ボランティア団体等のまちづくり活動を行う団体に対して、情報の提供等の必要な支援を行うものとします。

【解説】

まちづくり活動を行う団体に対してその活動を支援することで、町民による自主的なまちづくりを促進しようというものです。

民間非営利団体やボランティア団体など積極的なまちづくりに関する活動をする団体については、活動に有用な情報の提供等の必要な支援をすることで、より充実した活動ができるようにするものです。

第6章 住民投票

(住民投票)

第24条 町は、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を行うことができます。

- 2 町は、前項の規定に基づいて住民投票を実施した場合には、その結果を尊重します。
- 3 住民投票に参加できる者は、町に住所を有する者のうち満18歳以上の者とします。
- 4 住民投票に関するその他の事項は、別に条例で定めます。

【解説】

まちづくりについて重要な事項については、議会による審議の他、直接住民の意見を住民投票の形で問い、その判断を尊重しようとするものです。

この条文で規定する住民投票は、法律に定められたものではありませんので、その結果がすぐに町の判断になるというものではありません。最終判断は、町長と町議会に委ねられることになります。

住民投票ができる者は、なるべく若い人たちの意見を反映させる目的で、公職選挙法で定める年齢よりも低い満18歳以上を設定しています。

なお、住民投票実施の請求についての規定は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定等との関係を整理する必要性から、本条例には規定せず別に定める条例において規定することとしています。

第7章 国際交流及び自治体相互の連携

(国際化への対応)

第25条 町民と町は、外国籍の町民が共にいきいきと暮らし、協働のまちづくりに参加できるよう努めます。

【解説】

町には、様々な国々の人が住み、就業や就学しています。この条例は、人種や国籍によって対応が異なることはなく、言葉や、習慣、文化の違いを超えた人と人とのつながりを形成し、外国籍の町民も含めた協働するまちづくりに努めるものです。

(広域行政)

第26条 町は、情報共有と相互理解に基づく広域的なまちづくりの推進と自治体相互の連携に努めます。

【解説】

近年、人々の行動範囲が広がり、生活圏も広域化する中で、効率的で効果的なまちづくりを進めるためには、近隣自治体との情報共有や相互理解のもとで

良好な連携が図られることが必要で、既に一部の公共施設の相互利用などが進められていますが、今後も施設利用を含めた様々な形の連携を研究していくことを規定するものです。

第8章 組織運営

(町の組織)

第27条 町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努めます。

2 町は、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように、組織を見直します。

【解説】

町民生活や行政需要が多様化・高度化する中、町の組織が肥大化・複雑化することなく、町民に理解されやすい、簡素で機能的な組織であるよう努めることが必要です。

また、急激な環境変化、町民の要求に対応するには、常に見直しを図り時代にあった組織となるよう努めることを規定しています。

(行政評価)

第28条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

【解説】

行政評価には、町が町内部の作業として常に自分たちの仕事をチェックする内部評価と、町政全般に対して様々な数値やアンケートなどで直接町民の声を聴くことで行う外部評価とがあります。

町は、効率的な町政運営のために、これらの手法を使ってその結果を公表し、事務事業の改善、改革につなげていくことを規定しています。

(財政運営と公表)

第29条 町長は、予算の編成及び執行においては、総合計画に則して行うとともに、その状況について、町民に定期的に分かりやすい方法で公表します。

【解説】

毎年度の予算編成に当たっては、町民と町が協働でつくり上げた総合計画の内容が実現されるように編成され確実に実行されることが必要で、その編成の状況や執行の結果について、町長は、町民に定期的に分かりやすく公表することを規定しています。

第9章 推進会議

(まちづくり推進会議)

第30条 町長は、町民の参加による自治運営の推進を図るため、附属機関として寒川町まちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査し、協議し、その結果を町長に報告し、又は提案します。

(1) この条例の推進及び改廃に関すること。

(2) 町政運営に対する町民の参画に関すること。

3 推進会議は、委員20人以内をもって組織します。この場合において、委員の3割以上は、町民からの公募による委員とします。

4 委員の任期は2年とします。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 その他推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

この自治基本条例の趣旨に沿ったまちづくりが継続的に実践されていくために、町民が主体となった推進体制として、地方自治法の定めによる町の附属機関である「まちづくり推進会議」を設置するものです。その趣旨や目的を定め、高い実効性を確保するために、具体的な活動内容を第2項に掲げています。

様々な立場の町民や専門的知識を有する人で構成されることが必要で、その中には、公募による委員も含まれることを規定しています。

第10章 条例の改正

(条例の改正)

第31条 町は、この条例が協働のまちづくりの推進にふさわしいものであるかについて、町民の意見の適切な反映のもと、必要に応じて見直すものとします。

【解説】

この条例が、時代や環境が変化する中で、常にまちづくりの推進の指針であるためには適切な時期に見直すことが必要で、その際には、第30条のまちづくり推進会議をはじめ、町民の意見が適切に反映されたものでなければならぬことを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。ただし、第24条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行します。

この条例の制定後、町民並びに職員への周知徹底など、準備期間をとっていきます。また、第24条の住民投票に関する規定については、別に定める条例の施行日から施行するものです。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町条例第19号）の一部を次のように改正します。

別表第1に次のように加えます。

62	まちづくり推進会議委員	同	8,700円
----	-------------	---	--------

別表第2Bの項中「61号」を「62号」に改めます。

第30条で、附属機関としてまちづくり推進会議を設置するため、その委員の報酬及び費用弁償について、「寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に規定するため、同条例の一部改正をするものです。